

---

# 拡大する公認会計士の役割

駒澤大学

令和7年11月27日（木）

公認会計士・監査審査会

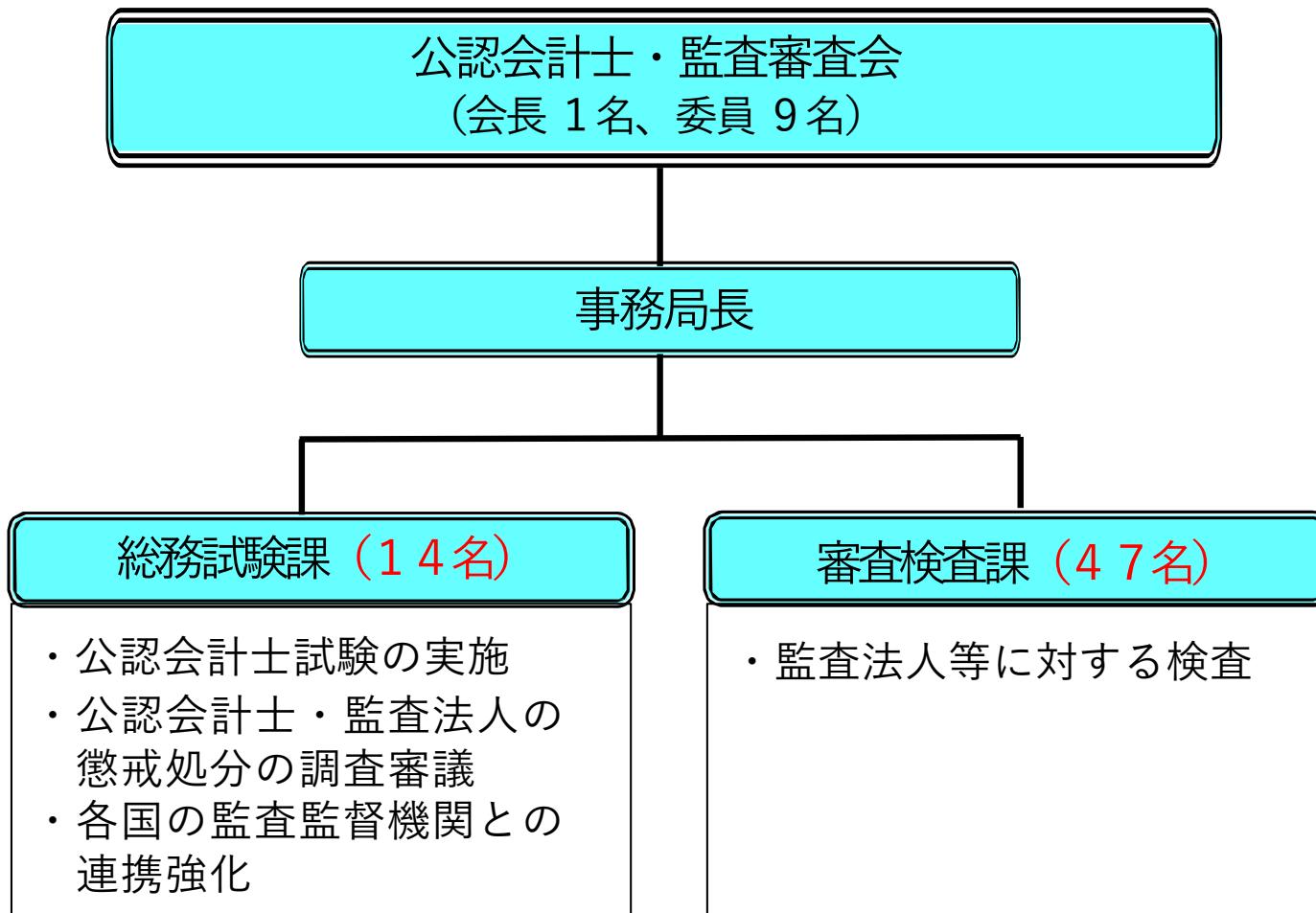
常勤委員 蟹江 章

# Contents

---

1. 公認会計士について
2. 公認会計士試験について
3. 公認会計士の業務について
4. 公認会計士という職業について

# 公認会計士・監査審査会について



---

# 1. 公認会計士について

# 公認会計士制度

---

- 公認会計士法（1948年7月6日制定：公認会計士の日）

## 第1条 公認会計士の使命

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

- 公益（public interest）への貢献

# 公認会計士制度

---

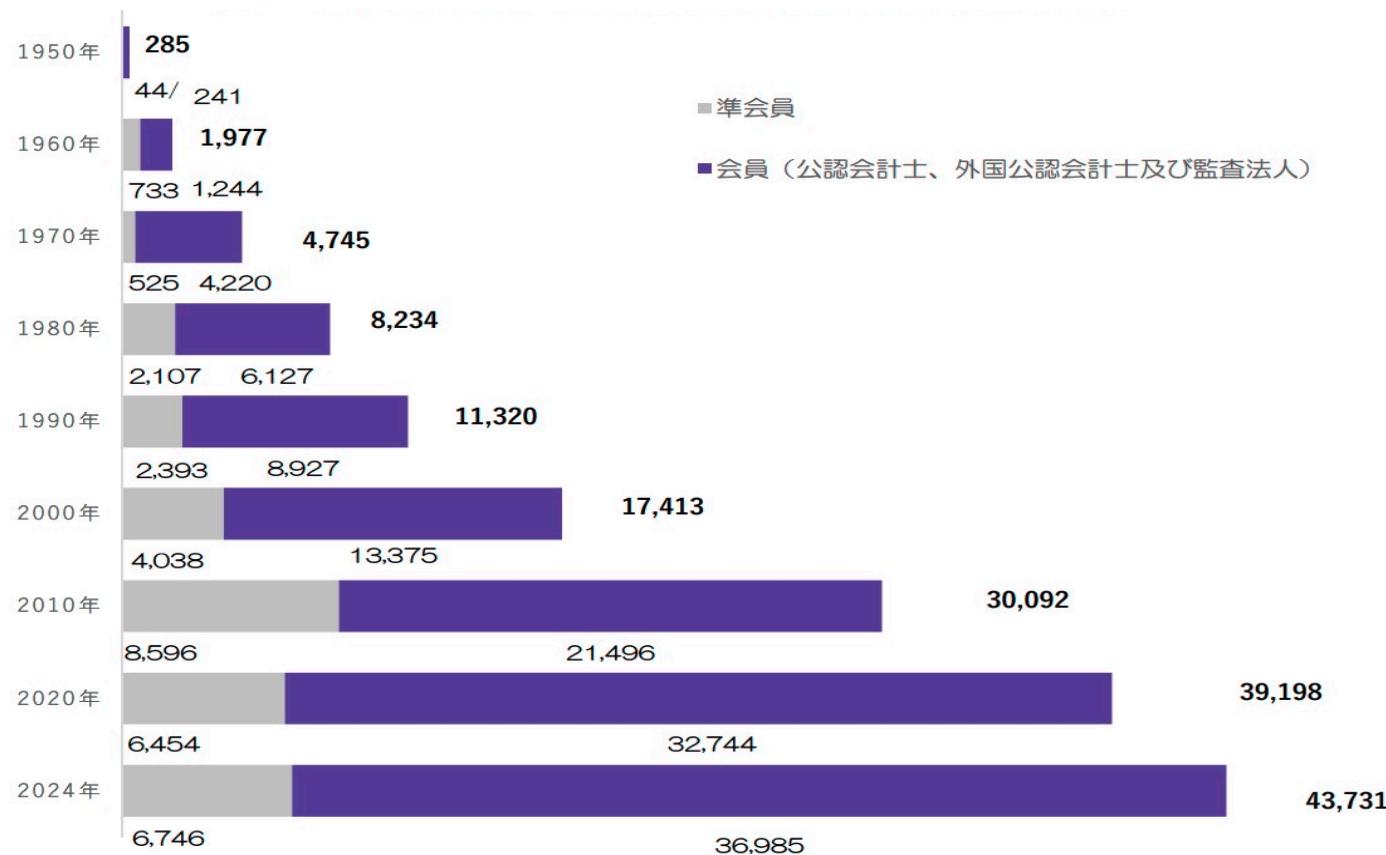
## 第1条の2 公認会計士の職責

公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、  
独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければなら  
ない。

- 社会からの信頼
- 専門能力の維持・向上 ⇒ 高品質な業務
- 独立性の保持 ⇒ 傾りのない判断

# 公認会計士の実態

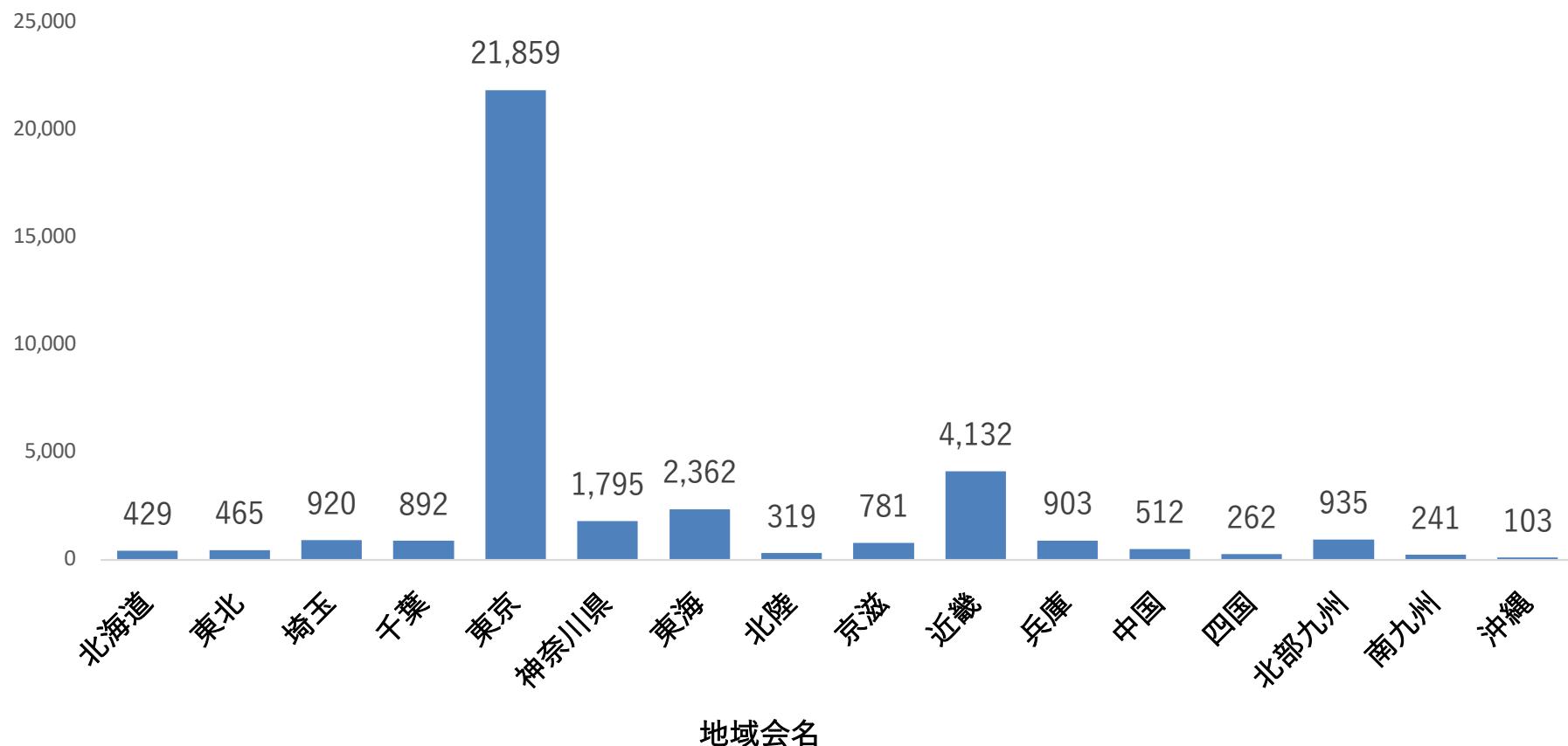
- ・ 日本公認会計士協会会員数の推移(各年12月末日時点)



出所：日本公認会計士協会Webサイト(<https://jicpa.or.jp/about/0-0-0-0-20250121.pdf>)

# 公認会計士の実態

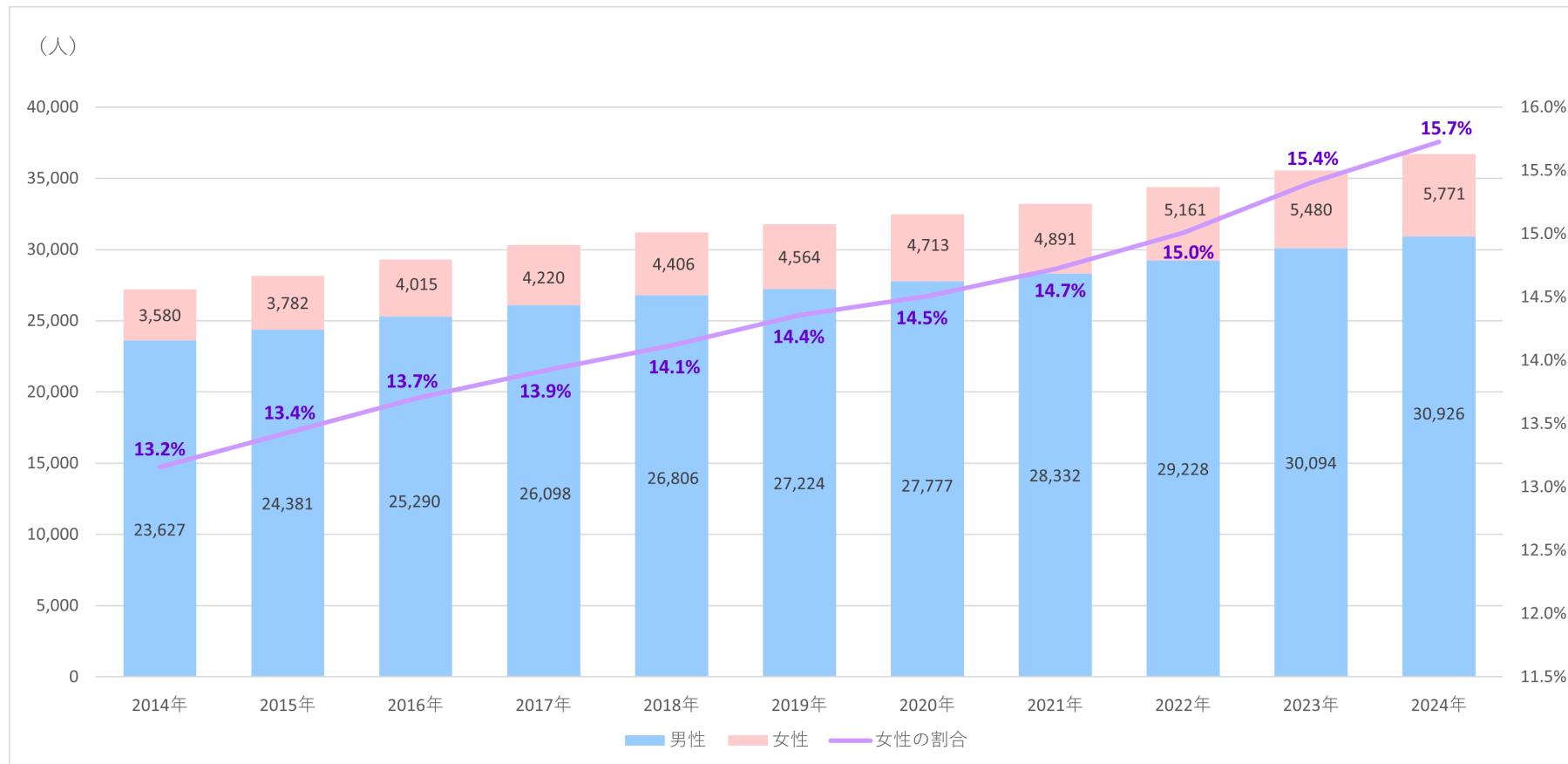
- 日本公認会計士協会の地域会別会員数（個人及び法人）  
(2025年5月31日時点)



出所：日本公認会計士協会Webサイト(<https://jicpa.or.jp/about/0-0-0-0-20250531.pdf>)に基づき作成

# 公認会計士の実態

- ・日本公認会計士協会会員の男女別人数の推移(各年12月末日時点)



出所：日本公認会計士協会Webサイト([https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa\\_women/about/#anchor-01](https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa_women/about/#anchor-01))

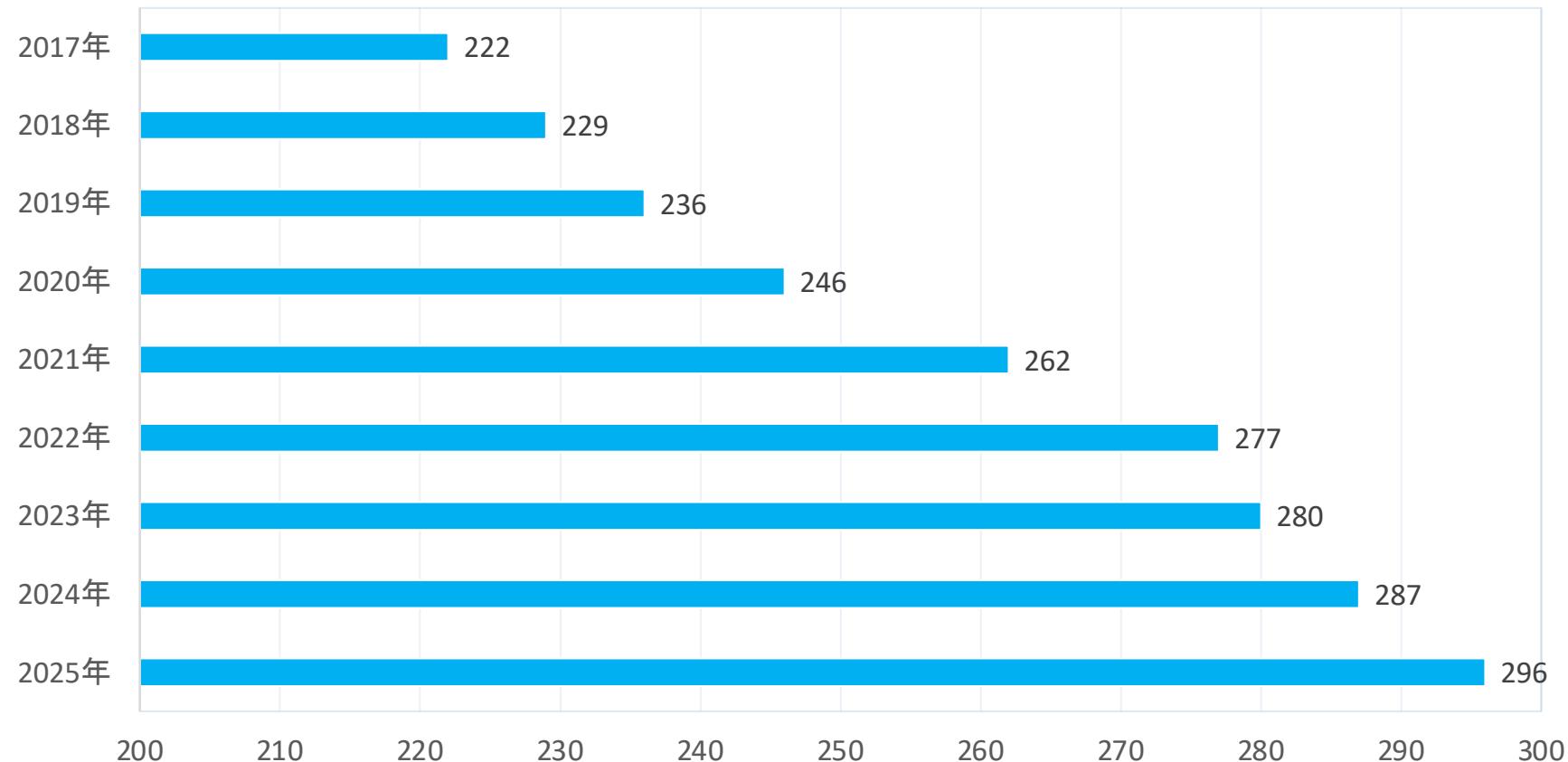
# 監査法人制度

---

- 監査法人
  - 1966年の公認会計士法改正により設立が可能に
  - 1964～65年に発生した不正会計事例が背景
    - 大規模会社に対する個人会計事務所による監査実施の限界  
→ 独立性を保持できず**虚偽証明事例**が発生
    - 監査証明業務の**組織的な実施**を図る
  - 公認会計士5人以上を含む社員により設立

# 監査法人の実態

- 監査法人数の推移



出所：公認会計士・監査審査会『モニタリングレポート』（令和3年版及び令和6年版など）に基づき作成

# 公認会計士の資格

---

- 公認会計士資格の取得
  - 公認会計士試験に合格
  - 3年以上の業務補助等（公認会計士法第15条第1項）
    - 公認会計士の監査又は証明業務を補助した期間
    - 財務に関する監査、分析等に従事した期間
  - 実務補習の修了（修了考査に合格）
  - 内閣総理大臣による実務補習修了の確認
  - 公認会計士名簿への登録（日本公認会計士協会）

---

## 2. 公認会計士試験について

# 公認会計士試験

---

- 短答式試験と論文式試験
  - 短答式試験
    - 年2回実施（第1回：前年の12月上旬 第2回：5月下旬）
    - マークシート方式
  - 論文式試験
    - 年1回実施（8月下旬）
    - 論述方式

# 公認会計士試験

## ➤ 短答式試験

公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識について、基本的な問題を幅広く出題することにより、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験

• 財務会計論	試験時間	150分	配点	200点
• 管理会計論		75分	配点	100点
• 監査論		50分	配点	100点
• 企業法		50分	配点	100点

➤ 会計専門職大学院の修了者は企業法を除く 3 科目免除

➤ 短答式試験の合格者は論文式試験を最大 3 回受験可能

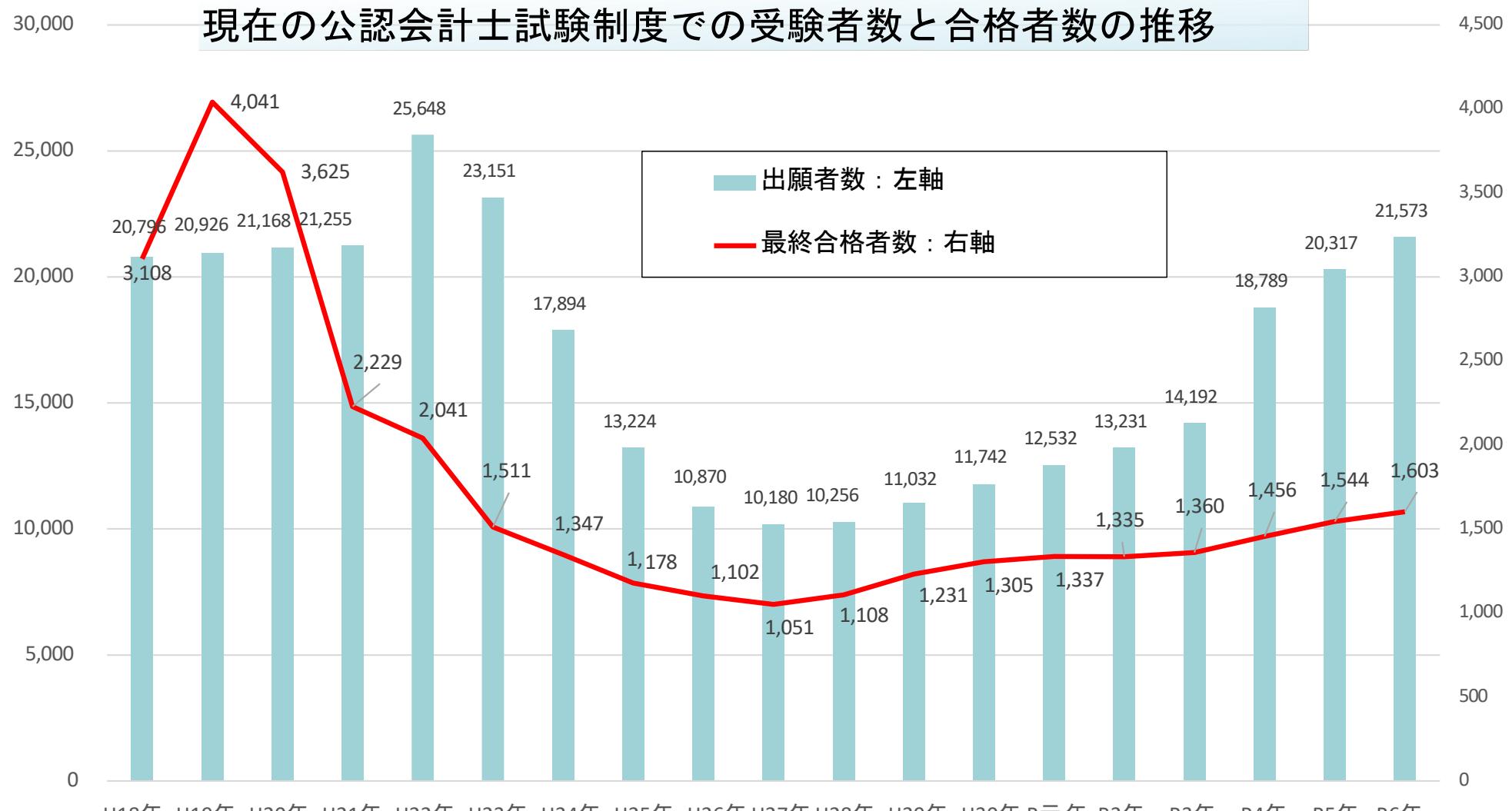
# 公認会計士試験

## ➤ 論文式試験

公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識を体系的に理解していることを前提として、特に、受験者が**思考力、判断力、応用能力、論述力**等を有するかどうかに評価の重点を置くことにより、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を公認会計士試験として最終的に判定する試験

• 会計学（財務会計論・管理会計論）	試験時間 300分	配点 300点
• 監査論	120分	100点
• 企業法	120分	100点
• 租税法	120分	100点
• 選択科目	120分	100点
経営学・経済学・民法・統計学から 1 科目を選択		

# 公認会計士試験



---

### 3. 公認会計士の業務について

# 公認会計士監査制度

- 金融商品取引法に基づく監査
- 会社法に基づく監査
- 保険相互会社の監査
- 特定目的会社の監査
- 投資法人の監査
- 投資事業有限責任組合の監査
- 受益証券発行限定責任信託の監査
- 国や地方公共団体から補助金を受けている学校法人の監査
- 寄付行為等の認可申請を行う学校法人の監査
- 信用金庫の監査
- 信用組合の監査
- 労働金庫の監査
- 独立行政法人の監査
- 地方独立行政法人の監査
- 国立大学法人・大学共同利用機関法人の監査
- 公益社団・財団法人の監査
- 一般社団・財団法人の監査
- 消費生活協同組合の監査
- 放送大学学園の監査
- 農業信用基金協会の監査
- 農林中央金庫の監査
- 政党助成法に基づく政党交付金による支出などの報告書の監査
- 社会福祉法人の監査
- 医療法人の監査 など

# 金融商品取引法監査制度

---

- 金融商品取引法に基づくディスクロージャー（金商法第24条）

上場有価証券等の発行者である会社は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、「**有価証券報告書**」を、事業年度経過後3月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

# 金融商品取引法監査制度

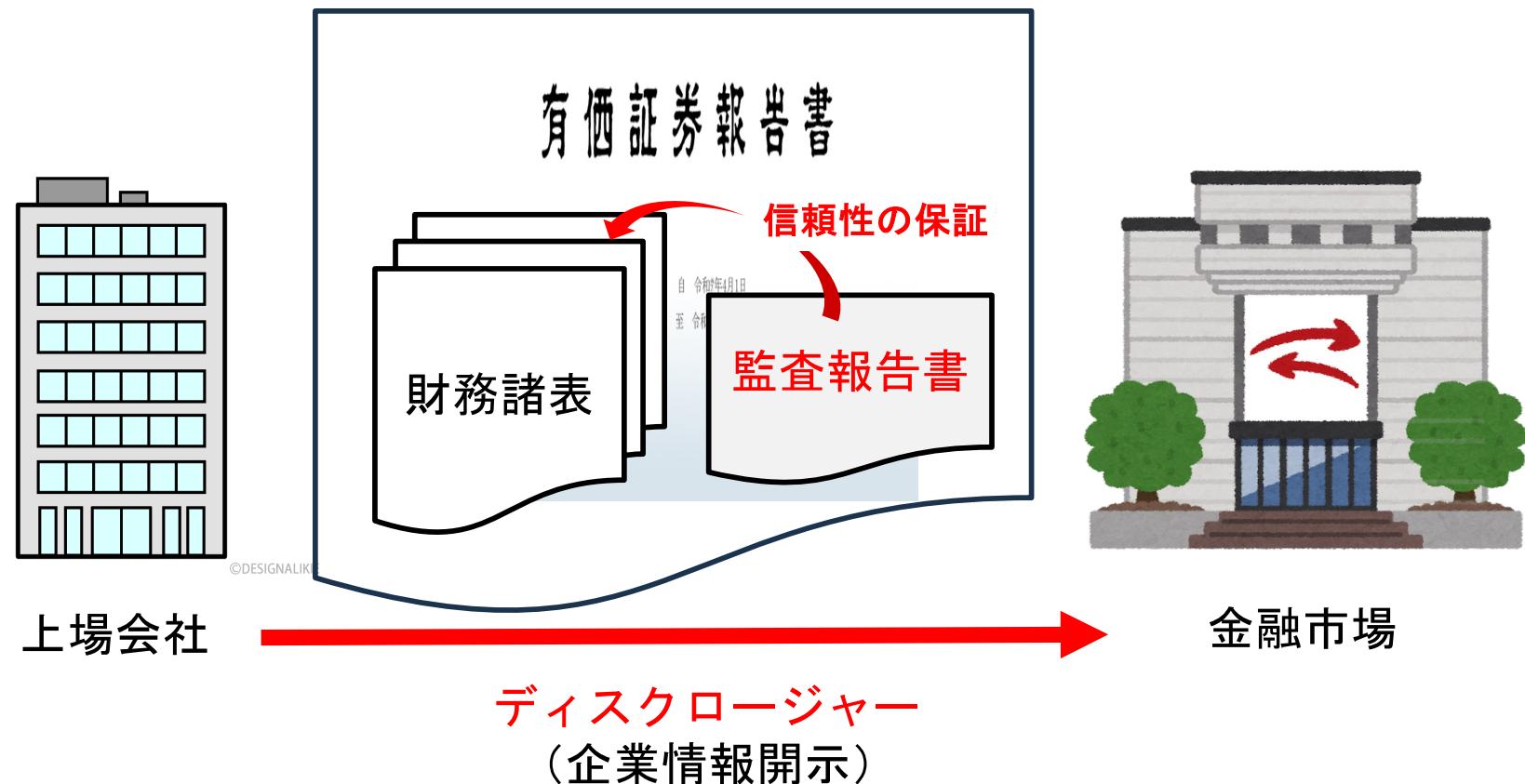
---

- 金融商品取引法に基づく**財務諸表監査**（金商法第193条の2第1項）

金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものには、その者と**特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明**を受けなければならない。

# 金融商品取引法監査制度

- 財務諸表の監査



# 会社法監査制度

---

- ・ 会社法に基づく**計算書類**等の作成（会社法第435条第2項）  
株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- ・ 連結計算書類の作成（同第444条第3項）  
事業年度の末日において大会社であって金商法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る**連結計算書類**を作成しなければならない。
- ・ 監査を受けた計算書類を**定時株主総会**へ提出（同第438条）

# 会社法監査制度

---

- 会社法に基づく会計監査人監査

会計監査人設置会社では、計算書類及びその附属明細書は監査役等及び会計監査人の監査を受けなければならぬ（会社法第436条第2項）

連結計算書類は、監査役等及び会計監査人の監査を受けなければならぬ（同第444条第4項）

- 監査役等

- 監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会

- 会計監査人

- 株主総会で選任された公認会計士又は監査法人

# 公認会計士の業務

---

- 監査証明業務（公認会計士法 第2条第1項）

公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

- 公認会計士の業務独占（同第47条の2）

公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第2条第1項に規定する業務を営んではならない。

# 公認会計士の業務

---

- 適正性の監査

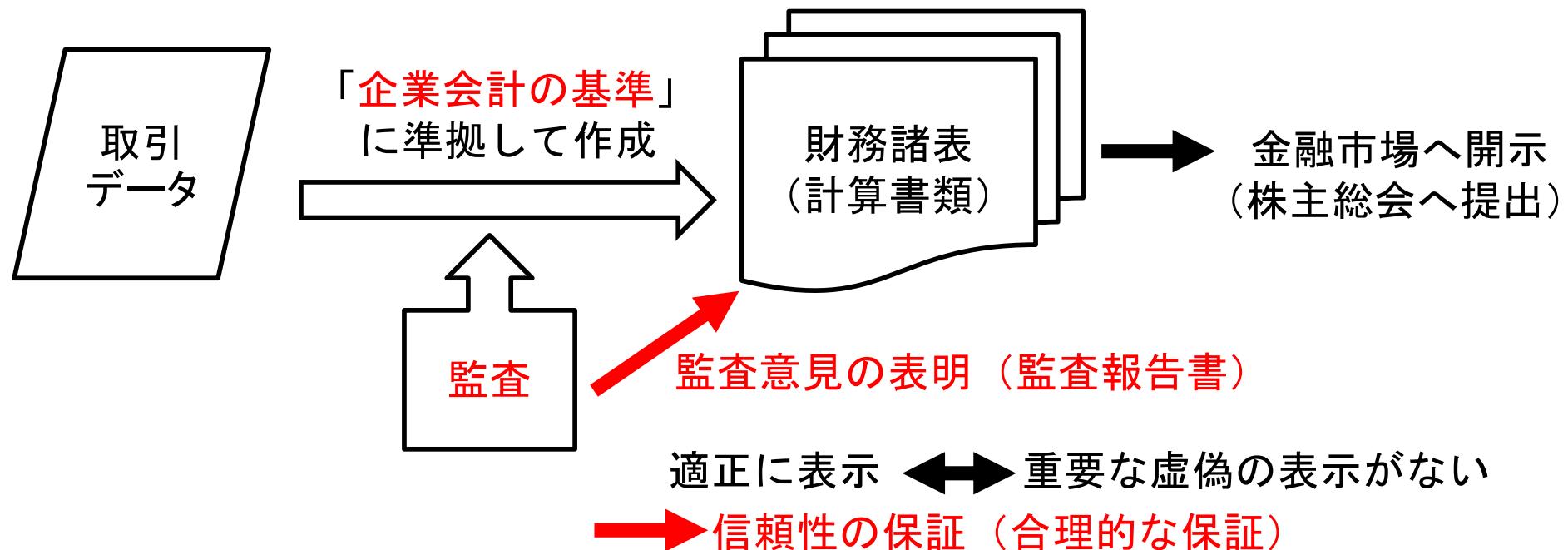
【監査基準 第一 監査の目的】

1 財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

# 公認会計士の業務

- ・ 一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**
  - ・ 企業会計基準（企業会計基準委員会：ASBJ）
  - ・ 国際財務報告基準（IFRS）（国際会計基準審議会：IASB）など



# 公認会計士の業務

---

- 準拠性の監査

監査基準 第一 監査の目的

2 財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準により作成さ

れる場合等には、当該財務諸表が会計の基準に準拠して作成されて  
いるかどうかについて、意見として表明することがある。

# 公認会計士の業務

---

- 非監査証明業務（同第2条第2項）

公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができます。

- 「公認会計士」という名称の独占的使用権（同第48条第1項）

公認会計士でない者は、公認会計士の名称又は公認会計士と誤認させるような名称を使用してはならない。

# 公認会計士の業務

---

- 税務（税理士登録が必要）
- IPO（新規株式公開）支援
- 内部統制システムの構築支援
- M&Aに関する財務デューデリジェンス（企業の買収・合併時の財務状況分析）
- コンサルティング

# 公認会計士の業務

---

- **コンサルティング業務**の例

- 相談業務（トップ・マネジメント・コンサルティング）
- 実行支援業務（情報システム・生産管理システム等の開発と導入）
- 組織再編などに関する相談・助言・財務デューデリジェンス
- 国際財務報告基準に関するコンサルティングや業務支援
- 企業再生計画の策定・検証
- 統合報告の実施支援
- 環境・CSR情報の相談・助言
- 株価、知的財産等の評価
- Trustサービス（WebTrust、SysTrustの原則及び基準に基づく検証・助言）
- システム監査、システムリスク監査（システム及び内部統制の信頼性・安全性・効率性等の評価・検証）
- システムコンサルティング（情報システムの開発・保守・導入・運用・リスク管理）
- 不正や誤謬を防止するための管理システム（内部統制組織）の立案・相談・助言
- 資金管理、在庫管理、固定資産管理などの管理会計の立案・相談・助言
- コンプライアンス成熟度評価
- コーポレート・ガバナンスの支援

# 公認会計士の業務

---

- 公認会計士の業務の拡大
  - 監査証明業務以外の保証業務
    - 保証業務とは、主題に責任を負う者が一定の規準によって当該**主題を評価又は測定した結果を表明する情報**について、又は、当該**主題それ自体**について、情報や主題に対する**想定利用者の信頼の程度を高める**ために、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき規準に照らして判断した結果を結論として報告する業務をいう。
  - サステナビリティ情報の保証
    - サステナビリティ情報（**非財務情報**を含む）に対する想定利用者の信頼の程度を高めるために行われる業務

---

## 4. 公認会計士という職業

# 公認会計士という職業

---

- 公益への貢献
  - 監査証明業務
    - 投資者及び債権者をはじめとする財務情報利用者の保護
    - 国民経済の健全な発展への寄与
  - コーポレートガバナンスへの関与
    - 社外取締役（監査等委員会委員、監査委員会委員）
    - 社外監査役
- 非監査証明業務
  - コンサルティング
- 監査証明業務以外の保証業務

# 公認会計士という職業

---

- 組織内会計士 (Professional Accountants in Business : PAIB)
  - 日本公認会計士協会の会員及び準会員のうち会社及び、監査法人、税理士法人及びネットワークファーム等の法人を除くその他の法人又は行政機関に雇用され、又はその業務に従事している者
    - 上場企業 CFO
    - 経理部門
    - ベンチャー企業 CFO
    - IR部門
    - 経営企画部門
    - 監査役 など

---

ご清聴ありがとうございました